

東京電力株式会社  
取締役社長 西澤 俊夫 様

## 福島県内全域・全県民の「自主的避難等に 係る損害」等の確実な賠償に関する要求書

平成23年12月22日

福島県原子力損害対策協議会	会長	福島県知事	佐藤 雄平
福島県市長会	会長	福島市長	瀬戸 孝則
福島県町村会	会長	西郷村長	佐藤 正博
福島県南会津地方町村会	会長	檜枝岐村長	星 光祥
福島県会津耶麻町村会	会長	北塩原村長	小椋 敏一
福島県両沼地方町村会	会長	柳津町長	井関 庄一
福島県東白川地方町村会	会長	棚倉町長	藤田 幸治
福島県西白河地方町村会	会長	西郷村長	佐藤 正博
福島県市議会議長会	会長	いわき市議会議長	蛭田 克
福島県町村議会議長会	会長	平田村議会議長	木田 武一
福島県南会津地方町村議会議長会	会長	檜枝岐村議会議長	星 哲二
福島県会津耶麻町村議会議長会	会長	磐梯町議会議長	穴澤 保
福島県両沼地方町村議会議長会	会長	三島町議会議長	角田 伊一
福島県東白川地方町村議会議長会	会長	塙町議会議長	鈴木 道男
福島県西白河地方町村議会議長会	会長	泉崎村議会議長	中野目正治

# 福島県内全域・全県民の「自主的避難等に 係る損害」等の確実な賠償に関する要求書

平成23年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において、「中間指針追補」が取りまとめられ、「自主的避難等に係る損害」の範囲が示されたが、県南、会津、南会津地方の市町村が対象外とされ、本県の被害の実態を全く反映したものとはなっていない。

原子力発電所事故の発生以来、「福島」というだけで敬遠の的となり、子どもたちの転出・転校先での差別や県外宿泊施設等の利用拒否、福島県ナンバーの自動車への差別的行為など、萎縮した中で生活を余儀なくされた上、福島県産品の忌避など本県に対する風評被害が今もなお県内全域、あらゆる分野で現実には生じており、全ての福島県民が将来にわたる大きな心の傷を負ったことは紛れもない事実である。

「中間指針追補」の対象外とされた市町村においても、学校での屋外活動の制限や放射線被ばくへの不安による生活費の増加など、様々な損害を被っていることは明らかである。

( 要望書別冊『福島県「県南・会津・南会津地方の市町村」で生じている「自主的避難等に係る損害」の実例』を参照 )

また、避難等指示区域の見直しに伴い、住民の帰還等に向けた具体的な取組みが進められていくことになるが、「財物価値の喪失・減少等に伴う損害」については、東京電力による算定基準の考え方や請求方法等がいまだに明確に示されておらず、賠償がまったく行われていない。

東京電力は、こうした状況をしっかりと受け止め、福島県内全域で全県民それぞれが被った損害について、原子力災害の原因者として誠実かつ柔軟、迅速に対応すべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、下記についての早急な対応を強く要求する。

## 記

### 1 県内全域・全県民の「自主的避難等に係る損害」の賠償

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であるとの認識の下で、「中間指針追補」の対象にならなかった県南、会津、南会津地方の市町村を含む全ての県民の「自主的避難等に係る損害」を確実に賠償すること。
- (2) 福島県内全域・全県民それぞれの被害の実態を踏まえ、「中間指針追補」における対象期間や損害額等を超えて、東京電力自らによる柔軟な対応により、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。
- (3) 「中間指針追補」に明示されていない被害者の個別具体的な事情についても、原子力発電所事故に起因して生じた損害であることを十分に踏まえ、誠意を持って柔軟に対応すること。

### 2 「財物価値の喪失・減少等に伴う損害」の迅速な賠償

「中間指針」において示された「財物価値の喪失・減少等に伴う損害」の賠償について、具体的な算定基準や請求方法等を早急に示すこと。

### 3 迅速かつ誠意ある損害賠償手続き

誠意を持って全ての賠償請求を受け付け、速やかに支払いを行うとともに、「自主的避難等に係る損害」及び「財物価値の喪失・減少等に伴う損害」については、賠償請求の受け付け、支払いを開始できる体制を早急に整えること。